令和6年度第1回幕別町国民健康保険運営協議会 会議録

1 日 時

令和6年4月30日(火) 午後6時30分から午後7時30分まで

2 場 所

役場3階AB会議室

3 出席者(敬称省略)

宮本 真由美、赤坂 勇介、越智 琢司、村松 晋、勝山 格、斉藤 博、古田 光子、 横山 宏

(欠席者 渡邉 洋路)

※ 規則第4条第3項の規定により、条例第2条の2各号(被保険者、保険医、公益代表) に掲げる委員の各1名以上を含む過半数の出席があることから会議は成立。

事務局~寺田住民生活部長、佐々木住民課長、西嶋保健課長、宮北健康推進係長 国保医療係:佐々木(哲)、笹川、佐々木(駿)、土谷

- 4 飯田町長より勝山委員へ委嘱状交付
- 5 飯田町長より諮問及び挨拶

(諮問)

飯田町長から斉藤会長へ諮問書を交付

(挨拶)

皆さん、改めましてこんばんは。

一日のお仕事でお疲れのところ、本委員会出席いただきまして、誠にありがとうございます。 ただいま諮問をいたしました内容につきましては、今回は法の改正に伴う後期高齢者支援金 等課税限度額の引上げと軽減判定所得基準の見直しであります。

本年3月に北海道国民健康保険運営方針が改定となり、令和12年度を目途に、道が示す保険料率と市町村が実際に課税する保険料率を統一する「保険料水準の統一」が示されました。

これに基づいて試算をしてみますと、かなりの保険税が引上げとなり、特に平等割をなくすという考え方でありますので、世帯人数が多ければ多いほど負担が大きくなる、そのような方針が示されております。

保険税が一気に引き上がることが予想されますので、できれば段階的に令和12年度に向かって保険料率を統一してまいりたいと思っておりますので、委員の皆さんのお知恵をいただいて、 急激な町民負担とならないように改正をしてまいりたいと思います。

その中には基金の活用ということもありますが、潤沢にあるわけではないので、いかに効果的に使っていくかということもありますので、どうかご審議いただきますようお願いを申し上げまして私からの挨拶とさせていただきます。

よろしくお願いします。

(飯田町長退席)

6 会 議

開会

(勝山委員、佐々木住民課長、西嶋保健課長より自己紹介)

(斉藤会長)

皆さん、こんばんは。夜分にかかわらずお集まりいただきましてありがとうございます。 また、勝山委員、本日はよろしくお願いいたします。

一昨日、明野のピラ・リに行ってきましたが、北こぶしと桜がとても綺麗で、いい季節を 迎えたなと思ったところであります。

本日の会議は5件の報告と、先ほど諮問のあった国民健康保険税条例の一部改正案が用意をされております。

それでは、早速でありますけれども会議に入らせていただきます。

② 会議録署名委員の指定

(斉藤会長)

初めに会議録署名委員の指名について事務局からお願いします。

(佐々木課長)

慣例によりまして、委員名簿の順に2名をお願いしており、今回は、宮本委員と赤坂委員 にお願いをしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(斉藤会長)

それでは宮本委員と赤坂委員にお願いします。よろしくお願いいたします。

③ 議件等

(1) 報告第1号 令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて (斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

説明に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。

資料として、議案書、資料 1、資料 2、資料 3-1、資料 3-2、別冊で北海道国民健康保険運営方針を配布させていただいておりますが、お手元の資料に不足がありましたらお申し出ください。

それでは、報告第1号「令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」 ご説明させていただきます。

議案書1ページをご覧ください。

はじめに、令和5年度歳入の決算見込みについてでありますが、上段の歳入予算総括表の ②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が29億6,422万7千円に対しまして、決算見込額③の欄の計が29億1,822万6千円、比較増減③-②の欄の計、4,600万1千円減の決算見込みであります。 次に2ページをご覧ください。

歳出の決算見込みについてでありますが、歳出予算総括表の②の欄をご覧ください。

3月補正後の予算額の計が、29億6,422万7千円に対しまして、決算見込額③の欄の計が29億1,153万5千円、比較増減③-②の欄の計、5,269万2千円減の決算見込みであります。

歳入・歳出における主な増減理由についてでありますが、はじめに2ページ、歳出予算総括表の上から2つ目の「2 保険給付費」につきましては、被保険者数の減等により、主に療養給付費が抑えられ、比較増減3-2の欄に記載のとおり5,069万1千円と大きく支出の減となっております。

これに伴い、保険給付費に要した費用は、北海道から歳入されることとなりますので、1ページの、歳入予算総括表の上から3つ目の「3 道支出金」においても、比較増減3-2の欄に記載のとおり3,796万2千円と大きく収入の減となっております。

このほか、歳入予算総括表の「1 国民健康保険税」については、当初予算額①の6億9,241万7千円に対して、3月補正後の②の予算額6億6,321万7千円、比較増減②一①は、2,920千円の減であります。3月補正予算において、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が当初予算額から減収となる見込みでありましたことから、国民健康保険税の減額補正を行うとともに、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行うため、上から5つ目の「5 繰入金 2 基金繰入金」に追加したものであります。

なお、歳入面におきましては、先ほど申し上げましたとおり、被保険者数の減少などにより国民健康保険税が減収となる見込みでありましたことから、その不足分を国民健康保険基金から繰入れを行ったことにより、結果として2ページの左下の黒枠のとおり歳入歳出の差引額は669万1千円の余剰となる見込みであります。

この剰余金の取扱いにつきましては、国への返還金を除いた額を国民健康保険基金へ積立 てし、令和12年度から実施予定の「保険料水準の統一」による影響などを見据え、庁内でも 十分に協議した上で適切に運用してまいりたいと考えております。

以上で、「令和5年度 幕別町国民健康保険特別会計の決算見込みについて」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、次の報告第2号に移りたいと思います。

(2) 報告第2号 令和5年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について (斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第2号「令和5年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」ご説明させていただきます。議案書3ページをご覧ください。

上の表の「特定健康診査及び特定保健指導実施率」の表の黒い太枠をご覧ください。

左の欄に記載しております特定健康診査の実施率は、令和6年2月末現在となりますが、 46.61%と、前年度と比較いたしますと、0.85ポイントの減であります。 下の表が「幕別町国民健康保険第3期特定健康診査等実施計画」に掲げる目標値となりますが、中段あたりの右端に太枠で囲っている令和5年度の目標値60%を下回る見込みとなっております。

令和5年度は、国保データベースシステムの独自分析を活用した受診勧奨や、保健師による電話勧奨、受領データによる受診勧奨等の効果が出ている一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により集団検診を中止したことにより受診習慣が途切れてしまったことやこれまで受診習慣のあった方が後期高齢者医療制度へ移行したことにより、目標値を下回ったものと捉えております。

次に、上段の右の欄に記載しております特定保健指導実施率は、令和6年2月末現在となりますが57.45%と、前年度と比較いたしますと、10.39ポイントの増であります。

下の表の下段あたり右端に太枠で囲っている令和5年度の目標値の60%を下回る見込みとなっております。

令和5年度においては、スマイル検診時に合わせて保健指導が実施できるよう体制を整備 したことにより、前年度と比較すると大きくポイントは増となっておりますが、保健指導の 対象となる方が、まずはご自身で生活改善を希望するとした方がいたため、結果として目標 値を下回ったものと捉えております。

今後とも、引き続き受診していただきやすい環境づくりやデータ受領を促進する体制の整備を図るとともに、特に、若年世代の受診率が低い傾向にあるため、同世代の受診習慣に結び付くような取組を進めてまいりたいと考えております。

以上で、「令和5年度 幕別町国民健康保険特定健康診査等の実施状況について」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(村松委員)

特定保健指導の実施率が令和4年度に比べて 10%アップととても大きな数字なのですが、 令和5年度は、今までと違ったことに取り組まれたのでしょうか。

(佐々木係長)

先ほど、説明の中で触れさせていただきましたが、スマイル検診の日時と合わせて保健指導を実施したことにより、スマイル検診の当日に保健指導という体制を整備したことにより結果として指導者数が多くなり、実施率も高まったものと考えております。

(村松委員)

分かりました。

(斉藤会長)

他にご意見、ご質問等はございませんか。

(質疑なし)

今お話がありましたように、特定健診受診率の目標が60%ということで、令和3年度に新型コロナの影響で落ち込んだ分が、中々、元に戻らない、数字としては残念な結果になっているというふうに思いますけど、それぞれが色々な政策等で努力をしていただき、何とか目標に近づけていただきたいと思います。

質疑がなければ、次の報告第3号に移りたいと思います。

(3) 報告第3号 令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について (斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第3号「令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」ご説明させていただきます。議案書4ページをご覧ください。

令和6年度の幕別町国民健康保険特別会計予算でありますが、歳入歳出それぞれ総額は、29億3,382万8千円、前年度の当初予算額と比較して、669万2千円減、率にして0.2%の減であります。

はじめに、中段の歳出の表をご覧ください。

「1 総務費」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

前年度予算と比較しまして、365万4千円の減であります。減少となった主な要因といたしましては、正職員分の人件費の減であります。

次に、「2 保険給付費」であります。

本町における被保険者数や療養等に要する費用を推計いたしました結果、前年度予算と比較しまして、1,242万3千円の減であります。

年間平均の被保険者数となりますが、令和4年度は5,836人、令和5年度は5,595人で、241人の減となっており、令和6年度も同様に減少するものと見込み予算計上したところであります。

次に、「3 国民健康保険事業費納付金」であります。

こちらは、北海道において、道内の市町村全体で必要となる医療費等を試算した結果に基づくものであり、本町としては、前年度予算と比較して、658万6千円の増であります。

増加となった主な要因といたしましては、北海道では、令和3年度から5年度までの国民 健康保険事業費納付金の算定に当たり、各市町村でシェアすべき納付金額に年齢調整後の医 療費指数、いわゆる「医療費水準」を各市町村に反映させて配分しておりましたが、北海道 国民健康保険運営方針に基づき、令和6年度から納付金配分に医療費水準を反映しないこと となり、本町の医療費指数は北海道平均よりも低い傾向にありましたことから、その結果、 納付金が増となったものであります。

次に、「4 保健事業費」であります。

前年度予算と比較して、280万円の増であります。

令和3年度から市町村国保へルスアップ事業を活用し、レセプト・健診結果等を分析し、 糖尿病性腎症重症化予防事業や服薬情報通知事業の医療費適正化事業に取り組んでいるとこ ろであり、本年度も同様に国保へルスアップ事業委託料として予算を計上しております。

次に、上段の歳入の表をご覧ください。

「1 国民健康保険税」になりますが、右端の増減欄をご覧ください。

社会保険の適用範囲の拡大等により被保険者が減となる見込みでありますことから、前年度予算から3,334万円の減であります。

次に、「2 道支出金」でありますが、歳出の国民健康保険事業費納付金でご説明いたしましたとおり、本年度から納付金配分に医療費水準を反映しないこととなりますが、医療費が道平均より低いことに対するインセンティブとして、医療費水準を1とした場合と同じ効果額の45%が特別調整交付金で交付されますことから、前年度予算から1,941万3千円の増となっております。

次に、「4 繰入金」でありますが、前年度予算から813万円の増であります。

下の表「一般会計繰入金の推移」をご覧ください。

こちらは、一般会計からの繰入金をそれぞれの区分別にお示しをしたものです。

保険基盤安定繰入金は、低所得者の国民健康保険税の減額分の繰入金で、保険税軽減分と 保険者支援分を合わせて予算額1億6,500万円であります。

未就学児均等割保険税繰入金は、未就学児に係る基礎賦課分と後期高齢者支援金分の保険 税軽減分の繰入金で、160人分として予算額200万円であります。

職員給与費等繰入金は、職員の人件費、事務費に係る繰入金で予算額7,649万6千円であります。

産前産後保険税繰入金は、出産被保険者の産前産後期間の保険税免除分の繰入金で、25人分として、予算額は100万円であります。

出産育児一時金繰入金は、支給基準額50万円の3分の2に相当する額、25人分として予算額830万円であります。

財政安定化支援事業繰入金は、被保険者に低所得者や高齢者が多いなど保険者の責めに帰することのできない事情による保険税の減収等に着目して、一般会計からの繰入れについて地方交付税措置が設けられており、その全額を繰り入れるものであり、予算額1,300万円であります。

これら一般会計からの繰入金合計 2億6,579万6千円と本町における納付金額の増額等に伴う財源不足分として国民健康保険基金から7,543万5千円、合わせて3億4,123万1千円を上段の歳入の「4 繰入金」の欄に本年度予算計上しています。

なお、資料には掲載しておりませんが、令和5年度末の国民健康保険基金の基金残高は2億685万円で、令和6年度において財源不足分として7,543万5千取り崩すこととしておりますことから、基金残高は1億2,525万円となる見込みです。今後においても、財源不足が生じた場合、国民健康保険基金を取り崩すか、基金が底をついた場合には、保険税率を引き上げざるを得なくなることが見込まれます。このことから、今後保険税率の引上げの検討は避けては通れないものと考えており、国民健康保険特別会計の決算状況や北海道へ納付する国民健康保険事業費納付金等を考慮し、限りある基金を活用し急激な負担増とならないよう、慎重にシミュレーションを行い、今後、運営協議会でご審議をいただきたいと考えておりますので、予めご承知願います。

今後におきましても、国民健康保険の健全な財政の運営を図るべく、引き続き、保険者と しての収納対策、医療費の適正化対策及び健康増進の取組を推進してまいりたいと考えてお ります。

以上で、「令和6年度 幕別町国民健康保険特別会計予算について」の説明とさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

令和6年度の予算と町長からのお話にもありましたけれども、北海道の国民健康保険の運営方針が3月に改定になって、その中身の話をされていましたけれど、これから先のところで、幕別町においても国保税の金額が上がっていくということが想定されるということです。 質疑がなければ、次の報告第4号に移りたいと思います。

(4) 報告第4号 北海道国民健康保険運営方針の改定概要について (斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第4号「北海道国民健康保険運営方針の改定概要について」ご説明させていただきます。資料1をご覧ください。

平成30年度以降の国民健康保険制度におきましては、北海道は財政運営の責任主体として中心的な役割を担う一方で、市町村は資格管理や保険給付、保険税率の決定・賦課・徴収、保健事業などを引き続き担うなど、道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しております。

そのため、道と市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施するとともに、事務の広域化や効率化を市町村が推進できるよう、国民健康保険の運営に関する統一的な方針として、道が平成29年8月に「北海道国民健康保険運営方針」を策定し、令和2年12月に改定が行われたところであります。

この運営方針の見直しサイクルが3年となっておりますことから、このたび、運営方針の 改定が行われましたので、その概要について、ポイントを絞って、大きく2点ご説明させて いただきます。

はじめに、一番上の「第1章 基本的事項」の「3 運営方針の適用及び見直し」についてであります。本方針は、令和6年度から令和11年度までの6年間とし、中間年となる令和8年度までに必要に応じて見直しを行う、とするものであります。

次に、「第3章 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法」の「2 保険料水準の統一」についてであります。全道どこに住んでいても同じ所得、同じ世帯構成であれば同じ保険料負担となるよう、市町村が定める保険料率が道の示す全市町村統一の標準保険料率と同率とすることを「保険料水準の統一」と定義し、令和12年度を目途に「保険料水準の統一」を目指す、とするものであります。

本町といたしましては、令和12年度からの「保険料水準の統一」を見据え、北海道国民健康保険運営方針に沿った取組を実践し、引き続き、国民健康保険の健全な財政運営を図るとともに、保険者として医療費の適正化対策や健康増進の取組を推進してまいりたいと考えております。

以上で、「北海道国民健康保険運営方針の改定概要について」の説明とさせていただきます。

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(横山委員)

幕別町は保険料が統一される令和12年度にはかなり上がると町長はお話されていたのですけれども、どこに住んでいても同じ収入なら同じ保険料を負担するというのは理解できるのですが、健康増進の取組を一生懸命頑張っている町村ががっかりしないような得策はあるのでしょうか。 α 係数や β 係数と北海道ではよく言っていますけれども、統一しようという考え方になってきて、全国でも順次一般会計からの繰入れを減らしていくような新聞の書き方をしているのですけれど。今後、幕別町はどうなっていくのかをお聞かせいただきたいと思います。

(佐々木係長)

毎年1月に、北海道から次年度の北海道国民健康保険事業費納付金の納付額の通知と合わせて、標準保険料率の通知が届きます。令和5年度国保特会の決算状況と令和6年度国保特会予算でご説明いたしましたとおり、納付金と保健事業費等に充当するべき保険税を集めることができていないため、その不足分を国民健康保険基金から取り崩して運営している状況です。これは、北海道から示される標準保険料率よりも現行税率を低く設定しているためです。

そのため、町長からの冒頭のあいさつでも話がありましたとおり、基金が潤沢にあるわけではないので、将来的な保険税率の引上げは避けては通れないものと考えておりますが、まずは、道内市町村でシェアするべき納付金額を圧縮するため、我が町に限らず、道内市町村において適正な保険給付と医療費の抑制に努める必要があるものと考えております。

そして、保険者が努力した分、そのインセンティブとして特別調整交付金が道から保険者へ交付され、保険税で集めるべき金額を圧縮することができるので、頑張った保険者は恩恵を受けることができるため、引き続き、適正な保険給付と各種保健事業を実施してまいりたいと考えております。

(横山委員)

ありがとうございました。

(斉藤会長)

他にご意見、ご質問等はございませんか。

(赤坂委員)

各市町村のインセンティブというのは、保険料水準が統一されてからのことなのでしょうか。

(佐々木係長)

既に、道から特別調整交付金として交付されています。令和5年度で申し上げると約1,800 万円の交付を受けております。

他にご意見、ご質問等はございませんか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

国民健康保険制度が都道府県化されて今年で7年目になります。

今回、運営方針が改定となり、令和12年度までに保険料水準を統一すると明らかに示されましたので、保険料水準の統一を目指すならば、幕別町の国保税も引上げを検討しなければならないだろうと。

それでは、次の報告第5号に移りたいと思います。

(5) 報告第5号 国民健康保険被保険者証の今後の取扱いについて

(斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

報告第5号「国民健康保険被保険者証の今後の取扱いについて」ご説明させていただきます。資料2をご覧ください

一番上の「背景」についてであります。

国は、令和5年4月1日から、医療機関におけるマイナンバーカードを利用したオンラインでの資格確認を原則義務化し、同年6月2日に成立した改正マイナンバー法において、マイナンバーカードと健康保険証を一体化するとともに、同年12月27日に公布した「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」において、本年12月2日で現行の健康保険証を廃止することとしました。

次に、「発行済の被保険者証の取扱い」についてであります。

現在、国民健康保険被保険者証の更新については1年に1回行っており、その更新時期を8月1日としており、被保険者の皆さんが現在お持ちの被保険者証の有効期限は、原則令和6年7月31日までとなっております。次の被保険者証の更新は、本年8月に行い、その有効期限は令和7年7月31日までとなりますが、発行済の被保険者証は、健康保険証廃止後、1年間は有効とみなす経過措置が設けられておりますことから、令和7年7月末までは発行済の保険証は有効となります。

次に、「被保険者証廃止以降の資格確認証の取扱い」についてであります。

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を基本としつつ、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある者については、氏名・生年月日・被保険者等記号・番号・保険者情報等が記載された被保険者資格確認書を確認することとしており、当分の間、マイナ保険証を保有していない方全てに申請によらず、資格確認証を交付することとしております。なお、資格確認書の様式につきましては、右側の図に記載のとおり、現行の国民健康保険被保険者証と同様に、材質は紙、サイズはカードサイズとする予定であります。

マイナンバーカードに国民健康保険被保険者証を統一した後も、安心して被保険者の皆さんが保険診療を受けることができるよう、被保険者証廃止後の資格確認証について広報紙や

ホームページ等を通して丁寧に周知を図ってまいりたいと考えております。

以上で、「国民健康保険被保険者証の今後の取扱いについて」の説明とさせていただきます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

質疑がなければ、次の議案第1号に移りたいと思います。

(6) 議案第1号 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について (斉藤会長)

事務局から説明をお願いします。

(佐々木係長)

議案第1号「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について」ご説明させていただきます。議案書は6ページになります。

今回の改正につきましては、大きく2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の課税限度額の見直しについてであります。

資料3-1「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)の概要について」を ご覧ください。

国民健康保険税につきましては、被保険者の納付意欲に与える影響や制度及び事業の円滑な運営を確保する観点から、国が被保険者の保険税負担に一定の限度額を設けております。

国民健康保険税の課税限度額につきましては、平成25年8月に公表された社会保障制度改革国民会議報告書の中で「国民健康保険において、相当の高所得の者であっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべき」と記されており、毎年、国において課税限度額の見直しが行われております。このたび、地方税法施行令の一部を改正する政令が本年4月1日に施行されたことに伴いまして、幕別町国民健康保険税条例の改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

「2 改正内容」の「① 国民健康保険税の課税限度額の引上げについて」をご覧ください。後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「22万円」から「24万円」に引き上げるものであります。

次に、課税限度額の見直しに伴う影響額についてであります。

「3 影響額」の「① 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ」をご覧ください。

令和6年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果、改正前限度額を超過する206世帯のうち、185世帯が改正後限度額を超過することとなるため、増額分2万円×185世帯で370万円の増額、改正後限度額を超過しない世帯が21世帯で影響額は19万7,413円の増額、合わせて389万7,413円の増額となります。

なお、課税限度額を引き上げると、後期高齢者支援金等課税額が限度額に達する収入の目

安といたしましては、夫婦子供1人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,200万円、夫婦子供2人の国保加入世帯では給与収入ベースで約1,160万円となります。

2点目は、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直しであります。

国民健康保険税は、被保険者の保険税負担能力に応じて賦課される応能分と、受益に応じて等しく被保険者に賦課される応益分から構成されております。

世帯の所得が一定額以下の場合には、応益分である均等割と平等割の7割、5割、2割を 軽減しておりますが、この軽減を行うにあたっての世帯の判定所得は地方税法施行令で規定 する金額と同額としております。

国は、医療費の増嵩が続く中で高所得者に応分の負担を求め、一方で、昨今の経済動向等を考慮し、軽減対象者の割合が縮小しないよう、中間所得者層に配慮した見直しを行ったところであり、本町においても、施行令の改正内容と同様の条例改正を行おうとするものであります。

はじめに、改正内容についてであります。

「2 改正内容」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

条例第26条第1項は、国民健康保険税の減額、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減について規定しております。

第2号は、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を規定しておりますが、被保険者に乗ずる金額「29万円」を「29万5千円」に改め、第3号は、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得基準を規定しておりますが、被保険者に乗ずる金額「53万5千円」を「54万5千円」に改めようとするものであります。

次に、国民健康保険税の軽減判定所得基準の見直し伴う影響額についてであります。

「3 影響額」の「② 国民健康保険税の軽減判定所得について」をご覧ください。

こちらも課税限度額の見直しに伴う影響額と同様に、令和6年3月末現在の被保険者の状況を基に試算いたしました結果を表に記載しております。

すべての影響額を合わせると、表の影響額 (B-A) の下の黒枠で囲っておりますとおり、36万1,170円が減額となる見込みであります。

なお、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の引上げ分と合わせた影響額は、資料の最下段に記載のとおり、353万6,243円となります。

ただし、これらの試算につきましては、令和4年中の所得等によるものでありますので、 令和6年度の保険税は、令和5年中の所得等を用いて計算することとなりますので、実際の 影響額は変わることをご理解いただきますようお願いいたします。

議案書6ページと資料3-2「幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表」の2ページをご覧ください。

上から2行目、条例第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を「22万円」から「24万円」に改めるものであります。

資料2-2の3ページになります。

前のページから引き続く第26条第1項は、国民健康保険税の減額について規定しております。

第2号は、5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者数に乗ずる金額を「29万円」から「29万5千円」に、第3号は、2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定時の被保険者に乗ずる金額を「53万5,000円」から「54万5,000円」に改めるものであります。

議案書6ページになります。

附則についてであります。

第1項は、施行期日を規定しております。

本条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する、とするものであります。 第2項は、適用区分について規定しております。

この条例による改正後の幕別町国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の 国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお、従 前の例による、とするものであります。

以上で、幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)についての説明とさせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

(斉藤会長)

ただいま事務局から説明がありました。ご質問、ご意見等はございますか。

(質疑なし)

(斉藤会長)

諮問のありました課税限度額の見直しと軽減判定所得基準の見直しはいずれも地方税法施行令の改正に伴うものであり、これにならって町の条例を改正しようとするものであります。 幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について、原案のとおり承認することでよろしいでしょうか。

(異議なし)

(斉藤会長)

それでは、議案第1号については原案のとおり承認することといたします。

(事務局より答申案配布)

(斉藤会長)

ただいま、答申案をお手元に配布いたしましたが、このとおり明日、町長へ答申いたします。これですべての案件について審議は終了いたしました。そのほか、事務局から何かありますか。

(佐々木課長)

次回の開催日につきましては、今後、制度改正などの動きを見ながら、事務局より日程調整をさせていただきますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

(斉藤会長)

それでは、本日の協議会は終了とさせていただきます。どうもお疲れさまでした。